広島湾さとうみネットワーク　会計細則

（目　的）
第１条　この細則は、広島湾さとうみネットワーク（以下「ネットワーク」という）規約第３０条に基づき、会計処理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　ネットワークの会計に係わる事項は規約に定めるほか、この細則により処理するものとする。

（会計の原則）
第３条　ネットワーク規約第２４条に基づくネットワークの財産は、①事業収入、②雑収入、③寄付金、④協賛金、⑤助成金及び⑥物品をもって構成する。但し、個々のプロジェクトがネットワークを介さずに得た収入（以下「活動資金等」という）を除く。また、事務局は、①～⑤の財産の経理、⑥の管財の状況を明らかにするため、公正妥当な会計処理の基準に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第４条　ネットワークの会計は、収入、支出に区分して行うものとする。

（会計担当者）
第５条　ネットワーク規約第２５条に基づく財産の管理者（以下「会計担当者」という）は、事務局の内「公募により選定された団体」がこれに当たる。
２．会計担当者は、第３条に定める①～⑤の収納、支払いの経理、金銭の出納、予算、決算、その他の会計事務及び⑥の管財（活動資金等を除く）を行う。

（会計担当者の事務引継ぎ）
第６条　任期満了等で会計担当者が交代するときは、関係帳簿、書類について照合、確認し、滞りなく引き継ぐものとする。

（個々のプロジェクトを指定しない寄付金、協賛金、助成金及び物品の寄付）
第７条　個々のプロジェクトを指定しない寄付金、協賛金、助成金及び物品の寄付は、ネットワークの活動全般に充当することを原則とする。
２．物品を受領した会計担当者は、善良な注意をもって管理するとともに、物品の点検を半年に１回以上行うものとし、点検の記録を３年間保管しなくてはならない。

（個々のプロジェクトへの寄付金、協賛金、助成金及び物品の寄付）
第８条　ネットワーク事務局に一次的に収納する個々のプロジェクトの活動に対する寄付金、協賛金及び助成金（活動資金等を除く）は、金額の１０％を上限とし、ネットワークの活動全般や他のプロジェクトに必要な経費として充てることもできる。また、物品の寄付については、寄付者の指定する個々のプロジェクトの活動に充当することを原則とする。

２．物品を受領した個々のプロジェクトの長は、善良な注意をもって管理するとともに、物品の点検を半年に１回以上行うものとし、点検の記録を３年間保管しなくてはならない。
３．測量及び計量に用いる器機類の点検は、所在確認及び外観検査を行うものとする。但し、器機類がその目的とする精度を有しているか確認する検定については、必要に応じて、個々のプロジェクトの責任で行うものとする。
４．事務局より、物品の管理状況について確認を求められた場合、個々のプロジェクトの長は、正当な理由なしに拒んではならない。
５．著しい劣化、毀損、水没等により物品の使用が困難となった場合及び物品が紛失、盗難された場合は、個々のプロジェクトの長は、速やかに事務局に報告しなくてはならない。

（実施手続及び運用）
第９条　会計細則に定めのない会計事務処理については、企画運営委員会の決裁を得てこれを行うものとする。

（支出）
第１０条　第３条で定める財産は、個々のプロジェクト活動及びネットワークの活動の支援に充てることができる。分配は企画運営委員会で決定する。また、第７条及び第８条で定める金銭、物品の分配は、企画運営委員会で決定する。

（その他）
第１１条　会計細則に記載のない事項、ならびに会計細則の改正は、企画運営委員長が企画運営委員会に諮って定める。

附　則
　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則
　この要領は、令和５年１月３０日から施行する。